

老朽危険空家等の除却費用の一部を補助します！

～令和7年度広島市老朽危険空家等除却補助制度のご案内～

◆目的◆

本市では、空家の倒壊等による危険から市民の安全を確保するため、老朽化等により倒壊のおそれがあるなどの危険性を有する空家を除却する工事費の一部を補助します。



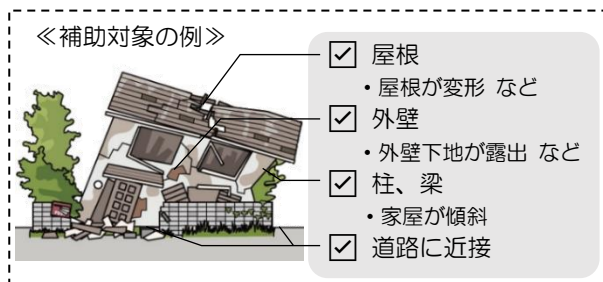
◆補助の内容◆

(1) 補助対象となる老朽危険空家等

老朽化等により腐朽又は破損の状態が著しく、周辺に著しい保安上の危険を及ぼしている空家等で、次の要件の全てを満たすもの

- ア 広島市内にある戸建住宅（長屋、店舗等併用住宅を含む。）であるもの
- イ 腐朽又は破損の程度が本市の定めた基準以上であるもの
- ウ 道路へ近接するなど通行人へ危険が及ぶ可能性が高いもの

- ・ 平屋建て又は2階建て
建築物から道路までの最短距離が3m未満
- ・ 3階建て以上
建築物から道路までの最短距離が6m未満
- ・ その他市長が認めるもの



(2) 補助対象者

補助対象となる老朽危険空家等の所有者であること。

(3) 補助額

次のうち、いずれか低い額（上限 50 万円）

- 除却工事費 × 1 / 3
- 国が定める標準除却費 $\left[\begin{array}{l} \text{木造} : 33,000 \text{ 円} \\ \text{非木造} : 47,000 \text{ 円} \end{array} \right] \times \text{延べ面積 (m}^2\text{)} \times 8/10$

(4) その他要件

- ・ 他の公的補助制度等を利用しないものであること。
- ・ 工事により他の者の権利を侵害するおそれのないものであること。
- ・ 補助金の交付決定の後に着手するものであること。
- ・ 宅地建物取引業者等がその業のために行うものでないこと。
- ・ 解体事業者等に請け負わせるものであること。
- ・ 除却工事について、工事完了後、年度内2月末日までに完了実績報告書が提出されるものであること。

など

裏面もご覧ください。

◆申込方法等◆

(1) 申込期間

令和7年5月15日（木）から令和7年5月30日（金）まで

注1：令和8年2月末日までに事業を完了させる必要があります。

注2：申込多数の場合は、抽選となることがあります。

注3：申込が予定件数に達しない場合は、6月2日（月）以降、先着順で受け付けます。

(2) 申込方法

老朽危険空家等事前協議申込書（以下「申込書」といいます。）に記入いただき、(3)の申込先へ事前予約のうえ、持参してください。

注1：空家の附近見取図、配置図、外観写真（劣化及び破損の状況の分かるもの）を添えてください。

注2：申込書の様式については、広島市ホームページからダウンロードしていただくか、(3)の申込先または各区役所建築課で配布しています。

(3) 申込先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 指導部 建築指導課（市役所本庁舎6階）

電話 082-504-2288

(4) その他

上記申込期間後（申込多数の場合は抽選後）に、申込先である建築指導課が現地調査を行い、正式な補助金の交付申請について連絡をします。その後、必要書類を添えて補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付について適正であるかどうかの審査を行い、補助金の交付を決定します。

◆注意事項◆

- (1) 申込書の提出にあたり、あらかじめ申込先の建築指導課と協議を行い、申込及び申請に係る必要事項などについて確認してください。
- (2) 補助金の交付の決定前に、除却工事の契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）
- (3) 「広島市老朽危険空家等除却補助金」（補助金交付申請書等の様式を含む。）については、広島市ホームページに掲載しています。次の順にお進みいただきご覧ください。
「広島市総合トップページ」>「暮らし・手続き」>「住まい」>「空き家対策」>「広島市老朽危険空家等除却補助制度」

【お問合せ先】 広島市 都市整備局 指導部 建築指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2288 / FAX 082-504-2529

Eメール kenchiku@city.hiroshima.lg.jp